

令和8年度 市民税・都民税申告の手引き

申告期限は3月16日(月)です

市民税・都民税は、その年の（令和8年）1月1日時点での居住地で賦課されます。

市民税・都民税申告書は、以下の方にお送りしております。

- 前年に市民税・都民税申告書（以下「申告書」）をご提出された方
- 前年中に西東京市に転入された方
- ※ 申告書をお送りしておりますが、市民税・都民税申告が**必要な方のみ**ご提出ください。

◆市民税・都民税申告が必要な方 ※フローチャートは、2ページをご参照ください。

1 令和7年中に所得（収入）がある方

- ※ 令和7年中に所得（収入）がある方でも、市民税・都民税申告が不要な場合があります。
詳細は「◆市民税・都民税申告が不要な方」をご参照ください。

2 令和8年1月1日に西東京市に事務所・事業所・家屋敷を有する方で、市外に居住している方

市外に居住している方でも、西東京市に事務所・事業所・家屋敷を有する場合は、均等割が課税される場合があります。

例：市外に居住しているが、個人で経営している事務所・事業所が西東京市にある方

　　単身赴任をしていて、西東京市内の住宅（持家、賃貸不問）にご家族がお住まいの方
→申告書裏面「15 西東京市外に居住し、市内に事務所、事務所又は家屋敷を有する方」の欄に事務所・事業所・家屋敷の所在地をご記入ください。

◆市民税・都民税申告が不要な方 ※フローチャートは、2ページをご参照ください。

1 上記「◆市民税・都民税申告が必要な方」の「1 令和7年中に所得（収入）がある方」のうち次の①～④に該当する方

- ①令和7年分の所得税の確定申告書を税務署に提出する方又はした方
- ②令和7年中の所得（収入）が給与のみで、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③令和7年中の所得（収入）が公的年金等のみで、公的年金等支払報告書が支払先から市に提出されている方

※②・③に該当する場合でも、内容に変更・追加がある方は申告が必要です。

- ④令和7年中の合計所得金額が、以下のいずれか（市民税・都民税の非課税）に該当する場合

　・ご自身の前年中の合計所得金額が次の算式で得た金額以下の場合

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族}(\text{※1})\text{の数} + 1) + 10\text{万円} + 21\text{万円}(\text{※2})$$

※1 扶養親族には年少扶養親族（年齢が16歳未満）も含みます。

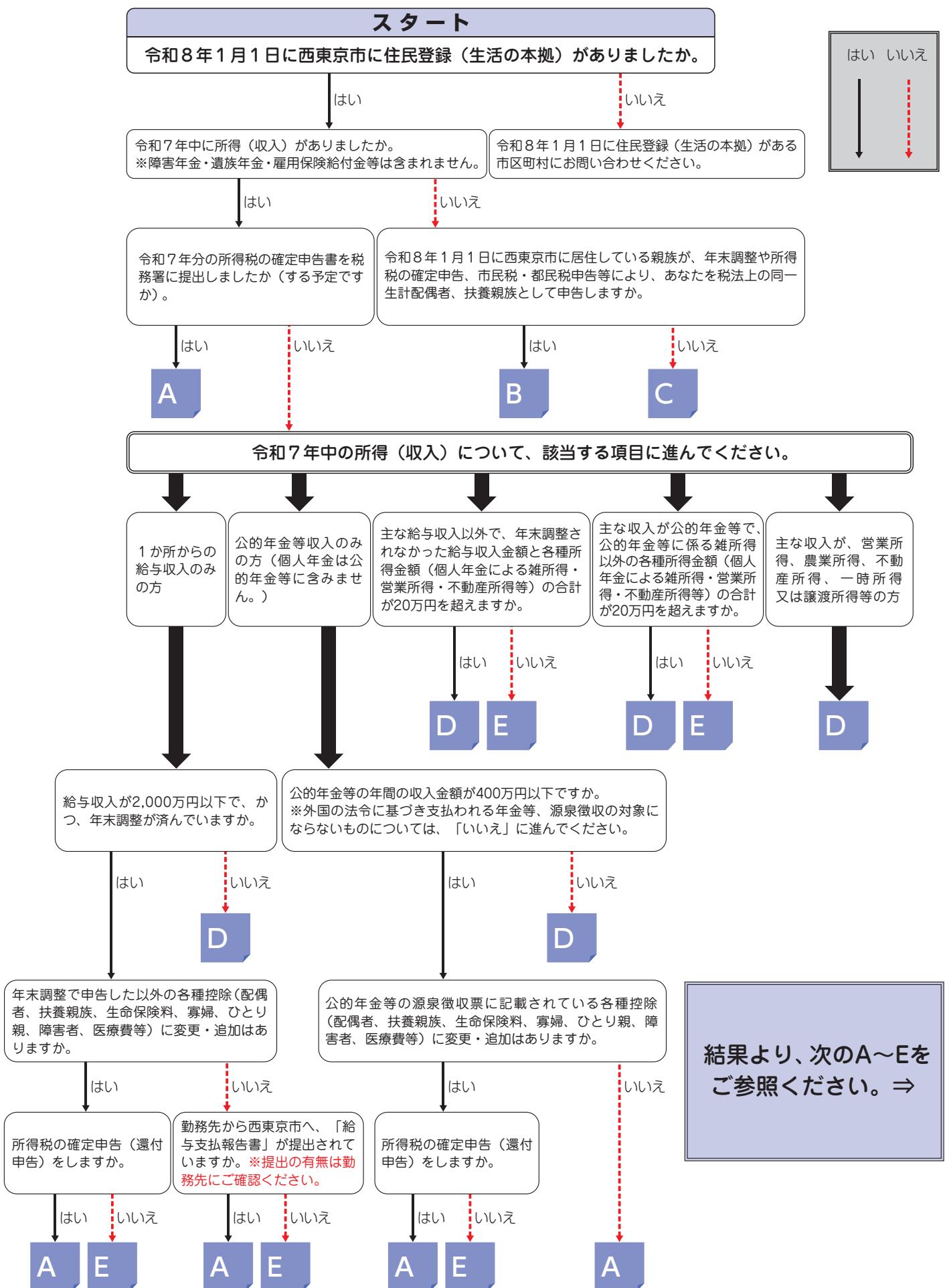
※2 21万円は同一生計配偶者または扶養親族がいる方の場合のみ加算します。

　・ご自分が障害者、寡婦、ひとり親、未成年者のいずれかの方で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合

2 令和7年中に所得（収入）がなかった方

- ※ 令和7年中、所得（収入）がなかった方及び市民税・都民税が非課税となる方でも非課税証明書の発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などの各種保険料の算定、国民年金の免除申請等で市民税・都民税申告が必要となる場合があります。該当する方は申告書をご提出ください。

◆市民税・都民税申告が必要か確認しましょう



A

市民税・都民税申告は不要です。

B

市民税・都民税申告は不要です。

※非課税証明書に所得金額の記載が必要な方は市民税・都民税申告が必要です。

C

市民税・都民税申告が必要な場合があります。

※非課税証明書の発行、国民健康保険など各種保険料、国民年金の免除申請等に該当がない方は、市民税・都民税申告は不要です。

D

市民税・都民税申告ではなく、所得税の確定申告が必要となる場合があります。

※所得税の確定申告の要・不要については、東村山税務署にお問い合わせください。

所得税の確定申告が不要と案内を受けた場合は市役所へ申告書をご提出ください。

E

市民税・都民税申告が必要です。

【所得税の確定申告のご相談は東村山税務署へ】

現在、西東京市に居住している方の所得税の確定申告書の提出先は、東村山税務署になります。
所得税の確定申告の要・不要については東村山税務署へお問い合わせください。

・**東村山税務署** 〒189-8555 東村山市本町1-20-22

・(電話) 042-394-6811

(国税庁HP) <https://www.nta.go.jp>

◆申告書提出までの流れ

申告に必要なものを準備する

- 令和7年中の収入や控除に関する書類等を準備します。
- ・給与や公的年金等の収入があった方は源泉徴収票
 - ・給与、公的年金等収入以外の方は、収入金額や経費の算定基礎となる証明書や領収書等
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等の領収書等
 - ・生命保険、地震保険の控除証明書等、医療費控除の明細書や寄附金の領収書等
 - ・障害者の方は障害者手帳等
 - ・勤労学生の方は在学証明書または学生証
 - ・個人番号（マイナンバー）を確認する際に必要となる書類
以下の①～③のいずれかが必要となります（郵送の場合は、写しを同封してください）。
①個人番号カード（マイナンバーカード）
②通知カード及び公的機関が発行した顔写真付きの証明書
③個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し及び公的機関が発行した顔写真付きの証明書
- ※②・③に該当する場合で顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、公的機関が発行した証明書2点が必要となります。

申告書を作成する

- 手順1 住所、氏名、個人番号（マイナンバー）などを記入します。
手順2 収入金額、所得金額等を記入します。（⇒6～8ページ）
手順3 所得から差し引かれる金額に関する事項を記入します。（⇒9ページ）
手順4 税額から差し引かれる金額に関する事項を記入します。（⇒10ページ）

申告書を提出する

- 令和8年度市民税・都民税申告の期限は、**令和8年3月16日(月)**です。
申告書の提出方法は次のとおりです。
 - ・郵送により、市民税課へ送付する。
 - ・申告会場に持参する。
 - ・マイナンバーカードを使って電子申告する。

※市役所の窓口は大変混み合いますので**電子申告または郵送**をご活用ください。

◆提出・相談窓口

申告書の提出期限は、令和8年3月16日(月)です。申告期限間際になりますと大変混み合いますので、お早めにご提出ください。

申告相談会場の実施・日程等については、
令和8年1月15日号の市報または市ホームページをご確認ください。

個人住民税申告の電子化について (今年度申告分から電子での申告が可能になりました!)

- ・マイナンバーカードを利用して、スマートフォンやパソコンからいつでも簡単に申告できるようになりました。
- ・電子申告の方法など概要については市ホームページをご参照ください。

◆電子申告のメリット

- ・申告のために市役所へ来庁が不要
- ・いつでもご都合のいいときに申告手続ができる（メンテナンスの場合等を除く）

非課税証明書の発行、国民健康保険など各種保険料、国民年金の免除申請等のために申告書を提出している方は、ぜひ**電子申告**を！

◎郵送によるご提出にご協力ください

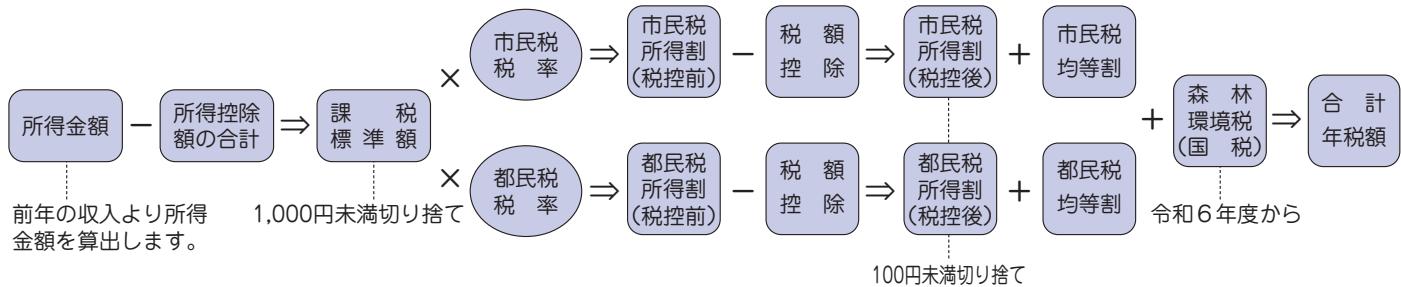
郵送によりご提出いただく場合には、記入済みの申告書と添付書類を入れてお送りください。また、申告書の『控え』の返信をご希望の方は、返信用の封筒（住所・氏名を明記し、切手を貼ったもの）を同封してください。

郵送の場合
【提出先】

西東京市役所 田無庁舎4階 市民税課
〒188-8666
東京都西東京市南町五丁目6番13号

◆市民税・都民税のしくみ

市民税・都民税の税額は、一般的に次の流れにより算出します。



※市民税・都民税の税率や税額控除の内容などについては、別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。

【記入例】

収入：給与収入80万円・公的年金等収入180万円、社会保険料：支払額20万円（介護保険料8万円、源泉徴収票に記載されている社会保険料12万円）、一般生命保険料（新制度）：支払額5万円、個人年金保険料（新制度）：支払額12万円、介護医療保険料：支払額5万円、地震保険料控除：支払額2万円、同一生計配偶者・扶養親族2名（うち1名は16歳未満の扶養親族）ありの場合

			現住所	西東京市南町五丁目6番13号			整理番号	
			1月1日現在の住所	西東京市南町五丁目6番13号			業種又は職業	
提出年月日			フリガナ	ニシトウキヨウ タロウ			電話番号	042-464-1311
年	月	日	氏名	西東京 太郎			個人番号	1111111111111111
令和	月	日	生年月日	昭和30年2月1日			世帯主の氏名	同上
			続柄	本人				

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除		支払った保険料	
源泉徴収分		120,000	
介護保険料		80,000	
合 計			
新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
101	50,000	円	44
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
102	12,000	円	45
介護医療保険料の計		50,000	
地震保険料控除		地盤保険料の計 旧長期損害保険料の計	
47	20,000	円	46
⑦～⑧ 寂婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		⑨ 寂婦控除 (学校名)	
(□死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還 <input type="checkbox"/>		(□ひとり親控除)	
障害者控除		障害の程度	
障害者1 氏名		障害の程度	
障害者2 氏名		障害の程度	
配偶者控除		配偶者の程度	
配偶者控除、別居配偶者控除、扶養配偶者控除		配偶者の程度	
配偶者控除、別居配偶者控除、扶養配偶者控除		配偶者の程度	
扶養控除		扶養の程度	
扶養控除1 氏名		扶養の程度	
扶養控除2 氏名		扶養の程度	
扶養控除3 氏名		扶養の程度	
扶養控除4 氏名		扶養の程度	
扶養控除16歳未満の扶養親族		扶養の程度	
扶養親族等がいる場合に、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。			

1 收 入 金 額 等	事業	営業等	1	
	農業	2		
	不動産	5		
	利子	6		
	配当	7		
	給与	8	800,000	(専従者) 9
	公的年金等	10	1,800,000	
	業務	60		
	その他	11		
	総合譲渡	12		
2 所 得 金 額	短期	13		
	長期			
	一時	14		
	事業	16		
	農業	17		
	不動産	20		
	利子	21		
	配当	22		
	給与	23	50,000	
	公的年金等	24	700,000	
3 所 得 金 額	業務	61		
	その他	25		
	合(24+61+25)	/		
	総合譲渡一時	26		
	合計	27	750,000	
	社会保険料控除	32	200,000	
	小規模企業共済等掛金控除	33		
	生命保険料控除	34		
	地震保険料控除	35		
	対生計配偶者控除	36		
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	対生計配偶者控除	37		
	勤労学生控除	38		
	配偶者(特別)控除	39～40		
	扶養控除	41		
	特定親族特別控除	59		
	基礎控除	42		
	⑩から⑬までの計	/		
	雑損控除	30		
	医療費控除	31		
	合計	43		

職員記入欄

◆所得(収入)がなかった方

令和7年1月1日～令和7年12月31日までに申告する所得(収入)金額がない方は、申告書表面⑦に「0」と記入し、申告書裏面16(下図参照)をご記入下さい。

なお、申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」(障害者控除・寡婦など)に該当のある方はご記入のうえご提出ください。

16 所得(収入)がなかった方の記入欄 前年中の状況について該当する項目番号に○をつけ、必要事項を記入してください。

1次の者から扶養、援助を受けていた 氏名 続柄 電話番号 住所 <input type="checkbox"/> 表面の現住所と同じ	3非課税年金・手当を受給していた イ遺族年金 口障害年金 ハ雇用保険 ニ その他 受給先 年間受給金額 円
2生活保護法による生活の扶助を受けていた 年 月 日から 年 月 日・現在まで	4預貯金で生活していた 5その他 ()

①所得金額

所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費などを差し引いて、所得金額を計算します。なお、給与や公的年金等の場合には、収入金額から一定の計算式により所得金額を算出します。

◆会社に勤めていた方、アルバイト等による給与収入があった方

○給与所得の源泉徴収票がある方 (令和7年分の源泉徴収票が必要です。)

- 源泉徴収票の「支払金額」欄に記載のある金額を申告書表面⑧へ、また「給与所得控除後の金額」欄に記載のある方は、金額を申告書表面⑩へご記入ください。
- 源泉徴収票の原本又は写しを添付し、ご提出ください。
- 控除内容に変更のある方は、9ページの「②所得から差し引かれる金額に関する事項」を参考に、控除内容を申告書にご記入のうえ、必要となる証明書等を添付し、ご提出ください。

○給与所得の源泉徴収票がない方

- 申告書裏面「6 給与所得の内訳」に、月ごとの収入金額等をご記入ください。
- 収入金額の合計額を申告書表面⑧にご記入いただき、収入金額を基に右表により算出した給与所得の金額を申告書表面⑩へご記入ください。

◆給与所得の計算式(令和8年度～)

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額
~650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	(A) -650,000円
1,900,000円～3,599,999円	(A) ÷4※×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A) ÷4※×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) ×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	(A) -1,950,000円

※ (A) ÷ 4 で計算した金額は、1,000円未満を切り捨てます。

○所得金額調整控除

以下に該当する場合には、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。所得金額調整控除を差し引いた金額を申告書表面⑩へご記入ください。

- 1.給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア.本人が特別障害者に該当する

イ.年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ.特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

※所得金額調整控除のみの対象となる方については、申告書裏面の「13 所得金額調整控除に関する事項」記載欄に氏名等を記入して下さい。

2.給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))-10万円

※1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

◆公的年金等による収入があった方 (令和7年分の「源泉徴収票」が必要です。「振込通知書」ではありません。)

公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。所得税の確定申告が不要な方でも、市民税・都民税の算定にあたり生命保険料控除や医療費控除等、源泉徴収票に記載のない控除を追加するには、申告書の提出が必要となります。※確定申告をした方は、市民税・都民税申告は不要です。

- ・公的年金等の収入金額については、年金支給者から「公的年金等の源泉徴収票」が送られてきますので、源泉徴収票に記載されている「支払金額」を申告書表面⑩へご記入ください。
- ・所得金額については、下表により算出した、公的年金等に係る雑所得の金額を申告書表面②⁹へご記入ください。
- ・障害年金、遺族年金、遺族恩給（扶助料）は非課税所得となりますので、申告書表面⑩には記入せず、申告書裏面の「16 所得（収入）がなかった方の記入欄」へご記入下さい。

◆65歳未満の方 (昭和36年1月2日以後生まれ)

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
公的年金等の収入金額A	～10,000,000円	10,000,001円～ ～20,000,000円	20,000,001円～	
	～1,299,999円	A-600,000円※	A-500,000円※	A-400,000円※
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

◆65歳以上の方 (昭和36年1月1日以前生まれ)

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
公的年金等の収入金額A	～10,000,000円	10,000,001円～ ～20,000,000円	20,000,001円～	
	～3,299,999円	A-1,100,000円※	A-1,000,000円※	A-900,000円※
	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

※マイナスのときは0になります。

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

◆営業等・農業・不動産の収入があった方

- 申告書裏面「7 所得の内訳」に、収支明細を記入し、それぞれの合計額を申告書表面の該当する箇所へご記入ください。
また、専従者控除がある方は、「9 事業者専従に関する事項」へご記入ください。
- 上記で算出した所得金額を、申告書表面「2 所得金額」内の該当する所得の種類欄へご記入ください。

◆利子の収入があった方

支払いを受けた利子のうち、市民税・都民税の源泉分離課税の適用を受けていないもの（外国預金の利子など）があった方は、その金額を申告書表面⁽²¹⁾へご記入ください。

◆配当の収入があった方

○総合課税の配当

- 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などがあった方は、申告書裏面の「7 所得の内訳」欄の「収入金額」「必要経費」などをご記入ください。
(必要経費は、株式などの元本取得に要した負債の利子がある場合にのみご記入ください。)

- 上記で算出した金額を、申告書表面⁽²²⁾へご記入ください。

○申告分離課税の配当

- 上場株式等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）の配当等で申告分離課税を選択する場合は、申告書裏面「10 分離譲渡所得・株式等・先物・退職・山林所得に関する事項」欄の「収入金額」「必要経費」にその金額をご記入下さい。（必要経費は、株式等の元本取得に要した負債の利子がある場合にのみご記入下さい）

※特定配当等の額を申告する場合は、市民税・都民税の特別徴収額を、申告書裏面「14 配当割額・譲渡割額に関する事項」の「配当割額」へご記入下さい。

※上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しについては、本書10ページをご参照ください。

◆総合譲渡の収入があった方…「短期」→保有期間5年以下 「長期」→保有期間5年超

土地・建物以外の資産（ゴルフ会員権、書画など）の譲渡による収入があった方が該当となります。

※土地・建物など不動産の譲渡は分離課税の対象となり、通常、所得税の確定申告が必要となります。

- 申告書裏面「8 総合譲渡、一時所得の所得金額に関する事項」の「短期」「長期」の区分ごとに「収入金額」「必要経費」「特別控除額」などをご記入ください。
- 上記で算出した所得金額を、申告書表面「短期⁽¹²⁾」又は「長期⁽¹³⁾」へご記入ください。

◆一時的な収入があった方

生命保険契約や損害保険契約等に基づく一時金・満期返戻金解約による保険金（保険料の支払者が受取人として支払を受けた場合）などの収入があった方が該当となります。

- 申告書裏面「8 総合譲渡、一時所得の所得金額に関する事項」の「一時」欄に「収入金額」「必要経費」「特別控除額（50万円）」などをご記入ください。
- 上記で算出した所得金額を、申告書表面「一時⁽¹⁴⁾」へご記入ください。

◆その他の収入があった方

原稿料、講演料、個人年金、シルバー人材センターなどの収入は、申告書裏面の「7所得の内訳」の欄にご記入のうえ、所得金額を求め、申告書表面「⁽⁶⁾業務」または「⁽²⁵⁾その他」の欄にご記入ください。
※

※ [業 務：原稿料、講演料、シルバー人材センター、B型工賃などの副収入
その他：個人年金保険、暗号資産取引等

②所得から差し引かれる金額に関する事項

所得から差し引かれる金額（所得控除）について、以下の控除のうち該当するものがある場合は必要な事項へご記入ください。

※ 所得控除の控除金額等の詳細については、別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。

※ 控除額が源泉徴収票に記載されており、その源泉徴収票の原本又は写しを添付する場合は添付書類は不要です。

控除の種類	記入方法等		記入欄	添付書類	
雑損控除	本人や総所得金額等が 58 万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合又は、本人が災害等に関連してやむを得ない支出をした場合にご記入ください。 損失金額－補てんされた金額 = A を基として計算し、次の①・②のいずれか多い金額 ① A－総所得金額等の合計額 × 10% ② Aのうち災害関連支出の金額－5 万円		表面⑩	• 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	
医療費控除 どちらか一方のみ選択可 ※申告後の変更はできません。	通常の医療費控除	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合にご記入ください。 支払った医療費等－補てんされた金額－(総所得金額等の合計額 × 5 % 又は 10 万円のいずれか少ない額) をご記入ください。 ※最高 200 万円	表面⑪	• 医療費控除の明細書 • 医療費通知 (医療費のお知らせ) 原本 • おむつ証明書等 ※領収書等は自宅で 5 年間保存	
	セルフメディケーション税制	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定の医薬品の購入費が 12,000 円を超える場合にご記入ください。 特定の医薬品の購入費－補てんされた金額－12,000 円の算出額をご記入ください。 ※最高 88,000 円	表面⑫	• セルフメディケーション税制の明細書 ※領収書等は自宅で 5 年間保存	
社会保険料控除	前年中に本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために負担した社会保険料（国民健康保険料（税）、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など）の全額をご記入ください。		表面⑬ 「社会保険料控除」	• 国民年金保険料及び、国民年金基金の掛金については、控除証明書等	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の全額をご記入ください。		表面⑭	• 支払った掛金額の証明書	
生命保険料控除	受取人が本人や生計を一にする配偶者その他の親族となっている生命保険契約、個人年金保険契約に基づいて、本人が前年中に支払った保険料がある場合にご記入ください。 生命保険会社から送られてくる控除証明書等をもとに、区分ごとに支払った金額の内訳をご記入ください。 ※申告書の記載以外に控除額の計算をする場合は別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。		表面⑮,⑯, ⑰,⑱,⑲,⑳	• 支払額などの証明書 (控除証明書)	
地震保険料控除	損害保険契約等について、本人が支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合にご記入ください。 保険会社から送られてくる控除証明書等をもとに、地震保険料の支払額または旧損害保険料の支払額をご記入ください。 ※申告書の記載以外に控除額の計算をする場合は別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。		表面⑳,㉑	• 支払額などの証明書 (控除証明書)	
寡婦控除 注記 1	ひとり親控除に該当せず、次のいずれにも当てはまる方はご記入ください。 • 合計所得金額が 500 万円以下である • 以下のいずれかに該当 ◆夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で合計所得金額が 58 万円以下の扶養親族を有する • 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		表面㉒	なし	
ひとり親控除 注記 1	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次のいずれにも当てはまる方はご記入ください。 • 合計所得金額が 500 万円以下である • 総所得金額等が 58 万円以下で、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない生計を一にする子がいる • 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		表面㉓	なし	
勤労学生控除 注記 1	本人が学生で自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が 85 万円以下でその合計所得金額のうち、勤労によらない所得が 10 万円以下の場合にご記入ください。		表面㉔	• 学生証又は 在学証明書等の写し	
障害者控除 注記 1	本人、生計を一にする同一生計配偶者または扶養親族が障害者である（「障害者」とは知的、身体、精神、戦傷病者等の障害の認定を受けている）場合に記入してください。 身体障害者 1・2 級、精神障害者 1 級、重度の知的障害者等の場合は、特別障害者となります。 ※国外居住親族については、10 ページをご参照ください。		表面㉕	• 障害者手帳の写しなど	
同一生計配偶者・配偶者控除 注記 1	本人と生計を一にする配偶者がおり、配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が 58 万円以下の場合にご記入ください。 ※国外居住親族については、10 ページをご参照ください。		表面㉖㉗	なし	
配偶者特別控除 注記 1	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が 58 万円を超える、133 万円以下の場合にご記入ください。 ※国外居住親族については、10 ページをご参照ください。		表面㉖㉗	なし	
扶養控除（親族） 注記 1	本人と生計を一にする親族（事業専従者を除く）で合計所得金額が 58 万円以下の方がいる場合にご記入ください。 16 歳以上：平成 22 年 1 月 1 日以前生まれ 16 歳未満：平成 22 年 1 月 2 日以後生まれ ※国外居住親族については、10 ページをご参照ください。		表面㉘	なし	
特定親族特別控除（令和 8 年度～新設） 注記 1	本人が生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等がいて、その親族の合計所得が 58 万円を超える、123 万円以下に当てはまる場合にご記入ください。		表面㉙	なし	

注記 1：前年の12月31日の現況で判定します。同一生計配偶者又は扶養親族が前年中に死亡している場合は、その死亡時点の現況によって判定します。

◆国外に居住する親族に係る扶養控除等について

令和6年度から、30歳以上70歳未満の国外居住親族が、扶養控除（親族）の適用から除外されました。
ただし、以下のいずれかに該当する場合は30歳以上70歳未満の国外居住親族についても扶養控除（親族）の適用対象となります。

1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
2. 障害者の方
3. 納税義務者から、前年中に生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

申告書裏面「11 国外扶養に関する事項」にご記入ください。

また、以下の表より確認し、併せてご提出ください。

添付書類	親族関係書類 ※1	送金関係書類 ※2	留学ビザ等相当書類
配偶者/配偶者特別控除	○	○	×
30歳未満/70歳以上の方	○	○	×
1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方	○	○	○
2. 障害者の方	○	○	×
3. 納税義務者から、前年中に生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方	○	○ <small>(支払金額が38万円以上のもの)</small>	×

※1 ・戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
・外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの）

※2 ・金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により本人から国外居住親族に支払をしたことがわかる書類
・クレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカードを使用し、商品を購入したこと等により、その代金を本人から受領したこと等を明らかにする書類

いずれの書類も、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。

③税額控除

◆寄附金税額控除

令和7年中に以下の寄附団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合は、その区分ごとに寄附金額を申告書裏面「12 寄附に関する事項」へご記入ください。

寄附団体	記入欄	添付資料
都道府県・市区町村（ふるさと納税）	1段目	
東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部	2段目	
東京都が条例により指定した団体	3段目	
西東京市が条例により指定した団体	4段目	

※都道府県・市区町村への寄附（ふるさと納税）については、寄附金の受領書に代えて、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

※控除額の算出方法については、別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。

④徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する市民税・都民税の徴収方法について、給与から差し引くこと（特別徴収）とするか、金融機関窓口などで、ご自身で納付すること（普通徴収）とするかを選択する場合は、申告書表面「5 紹介・公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法」を記入してください。

⑤上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

上場株式等の配当所得等については、所得税と市民税・都民税で異なる課税方式（申告不要、総合課税又は申告分離課税）を選択することが可能となっていましたが、税制改正により令和6年度（令和5年分）から所得税と市民税・都民税で課税方式を一致させることとなりました。

【市民税・都民税の申告は市民税課へお問い合わせください】

- 西東京市役所 042-464-1311 （内線）11321～11328
- 市民税課市民税係 042-460-9827・042-460-9828

手引きの内容は、地方税法の改正等により変更となる場合があります。